

第123回 定時株主総会 招集ご通知

 **株式会社東京楽天地**
証券コード：8842

日 時

2022年4月27日（水曜日）午前10時30分

場 所

東京都墨田区江東橋四丁目27番14号 楽天地ビル6階
「TOHOシネマズ錦糸町 楽天地」スクリーン9
(末尾ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式）付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績達成賞与の額設定の件

目 次

第123回定時株主総会招集ご通知……	1
事業報告……	5
連結計算書類……	21
計算書類……	24
監査報告書……	27
株主総会参考書類……	33

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主さまの感染リスク回避のため、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

詳細は本書2頁をご参照ください。

株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 8842)

2022年4月5日

株 主 各 位

東京都墨田区江東橋四丁目27番14号
株式会社 東京楽天地
代表取締役社長 浦井敏之

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、3、4頁のご案内に従って書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年4月26日（火曜日）午後6時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号 楽天地ビル6階
「TOHOシネマズ錦糸町 楽天地」スクリーン9
(末尾ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第123期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式）付与のための報酬決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績達成賞与の額設定の件

以上

新型コロナウイルス感染症の対応について

株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会運営スタッフにおいても、マスクを着用させていただき、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.rakutenchi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載していません。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- 従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.rakutenchi.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご押印は不要です。）

日時 2022年4月27日（水曜日）午前10時30分
（午前9時30分受付開始）

場所 楽天地ビル6階「TOHOシネマズ錦糸町 楽天地」スクリーン9

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年4月26日（火曜日）午後6時20分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年4月26日（火曜日）午後6時20分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

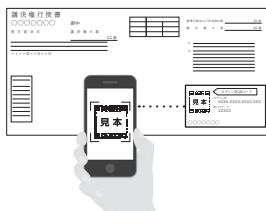
機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

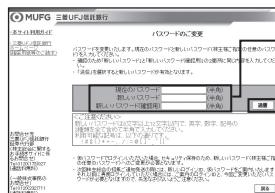
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から2022年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、個人消費および企業収益は持ち直しの動きが見られるものの、雇用情勢は弱い動きとなりました。また、感染拡大や原材料価格の動向が国内外の経済に与える影響に十分注意する必要があり、景気は先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループにおきましても、東京都を対象とした度重なる緊急事態宣言とまん延防止等重点措置などの影響を受けて断続的に営業時間の短縮を実施し、さらに自治体からの休業要請もあり、2021年4月25日から5月31日まで一部の店舗を除いて臨時休業を実施いたしました。9月30日には緊急事態宣言が解除されたことにより段階的に営業時間の短縮等の制限が一部緩和され、10月25日以降は一部の事業所を除き通常営業に戻ったものの、2022年1月21日に再びまん延防止等重点措置の適用を受けて、一部の事業所において飲食の提供時間の短縮を実施いたしました。

このような状況下にあつて当社グループの当期の連結業績は、売上高は82億1千9百万円（前期比0.6%増）、営業利益は6億2百万円（前期は2億1千3百万円の営業損失）、経常利益は6億4千9百万円（前期は9千8百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億9千3百万円（前期は2億9千万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

以下、各セグメントの業績をご報告申し上げます。

不動産賃貸関連事業

不動産賃貸事業では、楽天地ビルをはじめ各賃貸ビルが堅調に稼働し、2021年4月1日に東京都杉並区高円寺北に保育園、小児科クリニック、薬局が入居する新規不動産物件「トラビ高円寺」が営業を開始しました。一方で、東京楽天地浅草ビルの1階から4階の商業施設「まるごとにつぼん」が2020年11月をもって営業を終了し、当該フロアのリニューアル工事を実施したことから、売上高は前期を下回りました。なお、東京楽天地浅草ビルの1階から3階については、新たに大型店舗のユニクロなどをテナントとして迎え、2021年6月4日から順次リニューアルオープンしており、4階については飲食店フロアとして2022年春頃の営業開始に向け準備を進めております。

ビルメンテナンス事業では、上期のウインズ錦糸町等の休館など、厳しい受注状況が続く

中で、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、不動産賃貸関連事業の売上高は57億7千4百万円（前期比0.9%減）となったものの、営業利益は、前期における東京楽天地浅草ビルの除却見込みとなる固定資産の耐用年数を短縮したことに伴う減価償却費の増加の影響がなくなったことから、20億2千2百万円（前期比63.8%増）となりました。

娯楽サービス関連事業

映画興行界は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、年間興行収入は1,618億円となり、2000年以降で最低だった前年に次ぐ低い水準となりました。

その中であって映画興行事業では、2021年4月25日から5月31日まで臨時休業したものの、9月30日に緊急事態宣言が解除されたことにより営業時間の短縮等の制限が一部緩和され、10月25日から2022年1月20日までは通常営業いたしました。また、前期に比べ臨時休業期間が短かったこと、「シン・エヴァンゲリオン劇場版」「劇場版 呪術廻戦 0」「竜とそばかすの姫」等の作品が好稼働したことなどから、売上高は前期を上回りました。

温浴事業では、「天然温泉 楽天地スパ」においては、2021年4月25日から5月31日までの全日、および6月1日から20日における土曜日・日曜日に臨時休業したものの、千葉県市川市所在の「楽天地天然温泉 法典の湯」においては、感染防止対策を講じながら営業を継続することができました。また、両施設とも2021年10月25日から2022年1月20日までは通常営業となったことから、売上高は前期を上回りました。

フットサル事業では、「楽天地フットサルコート錦糸町」において、2021年4月25日から5月11日まで臨時休業したものの、前期より臨時休業期間が短かったことから、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、娯楽サービス関連事業の売上高は21億1千8百万円（前期比9.4%増）、営業損失は1億1千4百万円（前期は2億8百万円の営業損失）となりました。

飲食・販売事業

飲食事業では、2020年3月に不採算であったコーヒーショップ1店舗を閉店し、「ドトールコーヒーショップ 錦糸町北口店」「同 シャポー一本八幡店」についても、2021年4月30日をもって閉店したことなどから、売上高は前期を下回りました。

販売事業では、東京楽天地浅草ビル内の「まるごとにつぼん」の直営店をリニューアルのため2020年11月をもって営業を終了し、商品ラインナップに磨きをかけた新「まるごとにつぼん」を2021年6月4日にオープンしたものの、リニューアルに伴う休業と相次ぐ緊急事態宣言の発出等による浅草地区への来街者減少の影響を受け、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、飲食・販売事業の売上高は3億2千6百万円（前期比20.2%減）、営業損失は7千3百万円（前期は9千2百万円の営業損失）となりました。

（注）各セグメントの営業損益合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

（2）設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資の主なものは、トラビ高円寺取得関連費用および東京楽天地浅草ビルリニューアル工事で、その他を加えた投資総額は19億8千8百万円となりましたが、これらは自己資金および銀行借入をもって充ちいたしました。

（3）対処すべき課題

今後のわが国経済は、ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染対策を背景に、経済社会活動の再拡大および景気の持ち直しの動きが続くと期待されるものの、原材料価格の動向や新たな変異株の影響による下振れが依然として懸念され、当社グループをとりまく環境は厳しい状況が続くものと思われま。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が現在も続いておりますが、娯楽サービス関連事業および飲食・販売事業に関連する店舗においては、アルコールでの手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、引き続きお客さまに安心してご利用いただけるよう、感染防止対策を徹底しております。

このような状況のもと当社グループでは、本年度が2020年3月に策定した「中期経営計画2021年1月期－2023年1月期」の最終年に当たり、成長戦略の達成に向けて取り組んでおります。

不動産賃貸関連事業におきましては、2021年4月1日に東京都杉並区高円寺北に保育園、小児科クリニック、薬局が入居する新規不動産物件「トラビ高円寺」が営業を開始しました。また、東京楽天地浅草ビルの1階から3階については、大型店舗のユニクロなどをテナントとして迎え、2021年6月4日から順次リニューアルオープン、4階については飲食店フロアとして近く営業を開始する予定であり、これをもって浅草ビルリニューアルプロジェクトが完成いたします。また、2022年2月には、資産効率化の観点から、西葛西ビルを売却するとともに、東京都文京区本駒込にクリニック、学童クラブ、薬局が入居する新規不動産物件「トラビ文京白山」を取得しております。今後も安定した収益の確保や営業拠点集中リスクの回避に努め、成長戦略の柱として、新規不動産物件の取得を検討してまいります。

娯楽サービス関連事業におきましては、コスト削減に努めながらも、感染収束後の局面に備え、日々のオペレーション改善に努めてまいります。映画興行事業においては、都内有数のシネコン規模を活かし、ヒット作品の効率的な上映と多彩な番組編成、また劇場付帯事業としてのコンセッションの販売促進等により収益力の向上に努めております。また、温浴事業においては、新型コロナウイルスの影響の一方で、サウナブームの追い風もあり客層が若年層まで広がりを見せており、大きなビジネスチャンスと捉えております。従いまして、中期経営計画のとおり、健康志向の高まりを背景に幅広い世代から支持される温浴施設の新規開発は当社グループの成長に資するものとして引き続き取り組んでまいります。

飲食・販売事業におきましては、東京楽天地浅草ビル内に商品ラインナップに磨きをかけた新「まるごとにっぽん」を2021年6月4日にリニューアルオープンし、新たな販売チャネルとして併せてオンラインショップを開設いたしました。新店舗には新たに角打ちコーナーが設けられ、賑わいを創出するとともに酒類をはじめとする商品の販売促進につなげております。目下のところ、感染収束後の浅草地区への来街者増加を見据え、日々の営業に努めております。

2022年は東京証券取引所の市場再編があり、当社はプライム市場への上場を選択し、4月4日より新市場区分へと移行いたします。プライム市場上場会社は、多くの機関投資家から投資対象とされ、より高いガバナンス水準を求められることから、当社においても改訂コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、招集通知の一部英訳を実施するとともに、本株主総会にてお諮りする「執行役員制度の導入」、「取締役会における独立社外取締役比率の向上」および「インセンティブ報酬制度の導入」、また、本株主総会後に予定している「指名・報酬委員会の設置」などを通じて、市場からのガバナンス拡充の要請に応えるとともに、株主の皆さまのご期待に添えるよう取り組む所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第120期 (2019年1月期)	第121期 (2020年1月期)	第122期 (2021年1月期)	第123期 (当期) (2022年1月期)
売 上 高 (千円)	9,565,257	10,978,931	8,171,439	8,219,126
経常利益又は経常損失(△) (千円)	1,029,713	1,584,165	△98,922	649,087
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	285,361	1,156,891	△290,661	393,130
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	47.71	193.45	△48.61	65.75
総 資 産 (千円)	44,845,935	44,046,436	40,604,176	42,425,489
純 資 産 (千円)	30,464,620	31,335,540	30,537,290	30,921,484
1株当たり純資産 (円)	5,093.88	5,240.17	5,106.93	5,171.56

- (注) 1. 第122期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、娯楽サービス関連事業、飲食・販売事業が低調に推移したため、損失計上となりました。また、主に東京楽天地浅草ビルリニューアル工事代金の支払い、借入金の返済、および東京楽天地浅草ビルの減価償却がすすんだことにより、総資産が減少いたしました。
2. 第123期(当期)は、主に東京楽天地浅草ビルリニューアル工事費用等の調達を目的に金融機関から資金借入を実施したことにより、総資産が増加いたしました。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により、それぞれ算出し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を、第121期の期首から適用しており、第120期の総資産の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 千円	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 楽 天 地 オ ア シ ス	50,000	100	温浴施設、フットサル場、飲食店、小売店の経営
株 式 会 社 楽 天 地 セ ル ビ ス	50,000	100	ビルメンテナンス事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記重要な子会社2社であり、持分法適用関連会社は、株式会社錦糸町ステーションビル1社であります。
2. 2021年2月1日付で、株式会社楽天地オアシスは株式会社まるごとにつぼんを吸収合併しております。

(6) 主要な事業内容

事業	内容
不動産賃貸関連事業	不動産の賃貸、ビルメンテナンス事業
娯楽サービス関連事業	映画館、温浴施設、フットサル場の経営
飲食・販売事業	飲食店、小売店の経営

(7) 主要な営業所・事業場

区分	および名称	所在地
賃貸ビル	楽天地ビル	東京都墨田区
	楽天地ダ－ビル東館	//
	楽天地ダ－ビル西館	//
	東京楽天地浅草ビル	東京都台東区
	西葛西ビル	東京都江戸川区
	北新宿ビル	東京都新宿区
	六本木ビル	東京都港区
	トラビ高円寺	東京都杉並区
映画館	ＴＯＨＯシネマズ錦糸町オリナス（８スクリーン） ＴＯＨＯシネマズ錦糸町楽天地（４スクリーン）	東京都墨田区 //
温浴施設	天然温泉楽天地スパ 楽天地天然温泉法典の湯	// 千葉県市川市
フットサル場	楽天地フットサルコート錦糸町	東京都墨田区
小売店	まるごとにつぼん	東京都台東区

- (注) 1. 西葛西ビルは、2022年2月17日に売却しております。
 2. トラビ高円寺を2021年2月26日に取得しております。
 3. まるごとにつぼんは、2021年6月4日にリニューアルオープンしております。

(8) 従業員の状況**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
129名	±0名

(注) 従業員数には、臨時従業員372名（年間平均雇用人員）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	+5名	42歳4か月	18年1か月

(注) 従業員数には、出向者7名、臨時従業員88名（年間平均雇用人員）を含まず、受入出向者1名を含んでおります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	5,337百万円
株式会社三菱UFJ銀行	252百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,922,300株
(2) 発行済株式の総数 6,511,218株
(3) 株主数 5,884名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
東宝株式会社	1,368	22.88
阪急阪神ホールディングス株式会社	1,159	19.38
株式会社文藝春秋	592	9.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	253	4.24
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	193	3.23
株式会社関電工	61	1.02
建石産業株式会社	58	0.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	54	0.91
株式会社アサヒファシリティーズ	40	0.66
高砂熱学工業株式会社	40	0.66

(注) 当社は、自己株式532千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中 川 敬	
取締役社長 (代表取締役)	浦 井 敏 之	法務担当
専務取締役	松 田 仁 志	不動産経営担当
常務取締役	小笠原 功	SDGs プロジェクト担当
常務取締役	岡 村 一	経営企画・経理担当
取締 役	島 谷 能 成	東宝株式会社代表取締役社長 社長執行役員 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役
取締 役	角 和 夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長グループ CEO 阪急電鉄株式会社代表取締役会長 東宝株式会社取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社アシックス社外取締役
取締 役	高 山 亮	総務人事担当 特定取締役
取締 役	神 田 正 仁	不動産経営部長
取締 役	友 江 博 之	興行担当、興行部長
取締 役 (常勤監査等委員)	丸 山 仁	監査等委員会委員長 特定監査等委員
取締 役 (常勤監査等委員)	松 本 大 平	
取締 役 (監査等委員)	大 西 宏 治	弁護士
取締 役 (監査等委員)	太 古 伸 幸	東宝株式会社取締役 副社長執行役員 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 丸山 仁、松本大平、大西宏治の3氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸山 仁、松本大平の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 松本大平氏は、かつて東宝不動産株式会社の経理担当取締役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
常務取締役 松田仁志 2021年4月27日 専務取締役就任

5. 2021年4月1日付の職制変更により、法務部を新設しております。
6. 当事業年度中の取締役の担当および兼職の異動
- | | | | |
|------------------|-------|-------------|---------------------------------------|
| 常務取締役 | 小笠原 功 | 2021年 2月 1日 | 株式会社まるごとにつぼん代表取締役社長退任、SDGsプロジェクト担当を委嘱 |
| 取締役社長
(代表取締役) | 浦井 敏之 | 2021年 4月 1日 | 法務担当を委嘱 |
7. 東宝株式会社において執行役員制度が導入されたことから、2021年5月27日付で取締役島谷能成氏の同社役職が代表取締役社長から代表取締役社長 社長執行役員に、取締役（監査等委員）太古伸幸氏の同社役職が取締役副社長から取締役副社長執行役員になりました。
8. 当事業年度以降の取締役の兼職の異動
- | | | | |
|-------|--------|-------------|----------------------|
| 取 締 役 | 神田 正 仁 | 2022年 3月25日 | 株式会社楽天地セルビス代表取締役社長就任 |
| 取 締 役 | 神田 正 仁 | 2022年 4月 1日 | 不動産経営部長委嘱を解く |
| 取 締 役 | 友江 博之 | 2022年 4月 1日 | 興行部長兼務委嘱を解く |

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を決議しており、その内容は、個人別の報酬等の額の決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で、世間水準および従業員給与とのバランス等を考慮し定めた「監査等委員でない取締役報酬等の基準に関する内規」に従い、役位に応じた所定の係数を乗じて算出した個人別の年額報酬額を目安として、それぞれの職務の内容および実績等を考慮のうえ代表取締役社長が原案を作成し、あらかじめ独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会に対して、報酬の制度的枠組みおよび考え方ならびにその具体的な報酬配分について説明を行い、その意見を踏まえたうえで、取締役会に諮って決定するものとしております。また、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の額に関しては、「監査等委員である取締役報酬等の基準に関する内規」に基づき、取締役（監査等委員）の協議によって決定するものとしております。

なお、当社取締役の報酬等は固定報酬のみとなっており、現在のところ業績連動報酬は導入しておりません。また、個人別の年額報酬の支払方法は、毎月均等の現金により支払っております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

取締役（監査等委員を除く。）10名	206,916千円（うち社外0名	0円）
取締役（監査等委員）4名	48,240千円（うち社外3名	44,520千円）

- (注) 1. 2020年4月28日開催の第121回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は年額250,000千円以内（うち社外12,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名であります。
2. 2017年4月27日開催の第118回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
3. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

4. 新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響および今後想定される厳しい経営環境に対処するため、2020年7月から2021年4月まで以下のとおり役員報酬を減額しております。

代表取締役社長 月額報酬の20%を減額
取締役会長 月額報酬の10%を減額

(3) 責任限定契約の内容の概要

業務執行取締役等でない取締役全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 社外役員に関する事項

	氏名	当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	丸山 仁	取締役(常勤監査等委員)として、企業法務に関する高い見識を活かし、日常から業務監査に携わるとともに当務役員会など重要な会議に出席しております。なお、当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し、同じく開催された監査等委員会11回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	松本 大平	取締役(常勤監査等委員)として、総務および経理に関する豊富な経験と見識を活かし、日常から業務監査に携わるとともに当務役員会など重要な会議に出席しております。なお、当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し、同じく開催された監査等委員会11回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	大西 宏治	当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し、同じく開催された監査等委員会11回全てに出席し、弁護士としての専門的知識や経験に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(5) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

36,500千円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,500千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および職務遂行状況等を確認したうえで、当事業年度の監査計画および報酬見積りの妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認め、同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当した場合において、引き続き任に当たらせることが相当でないと判断したときは、会計監査人を解任します。また、監査等委員会が会計監査人の職務遂行状況、適格性、独立性等を総合的に検討し、適正な監査を遂行することが困難であると判断した場合には、当社は、監査等委員会の決定に基づく会計監査人の解任または不再任に関する議案を、株主総会に提出します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 「当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
 - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、「東京楽天地グループ行動憲章」および「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、その職務の執行に当たり一人ひとりが法令・定款・企業倫理を遵守し、リーガルマインドを培う企業風土の確立に努める。
 - ・ 当社および子会社の取締役会における取締役相互の監督および監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査により、その適法性および妥当性を確保する。
 - ・ 当社および子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制を整備するため、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、事務局を当社法務部に置き、法令遵守と企業倫理尊重の周知に関する事項、リスクの情報収集とその対策に関する事項、通報・相談に対する調査およびその処置に関する事項を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の議事内容は、当社取締役会に報告する。
 - ・ 法令違反その他のコンプライアンス・リスク管理に関する当社および子会社の内部通報制度として、コンプライアンス・リスク管理委員会内に通報・相談窓口を設け、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、適切な運用を行う。
 - ・ 当社社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス・リスク管理委員会および監査等委員会と連携し、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
 - ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
 - ・ 当社および子会社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「内部監査規程」等のリスク管理に関する社内諸規程に基づき、リスク管理を行う。当社各部門長および子会社社長は、定期的にリスク管理の状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

- ・当社内部監査室は、当社および子会社のリスク管理の状況把握、内部統制の有効性評価・改善のために、内部監査を実施し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。
 - ・「緊急時報告規程」において、当社および子会社の緊急事態に対する報告体制を定め、緊急事態発生の際には、被害の拡大防止と十分な支援・広報態勢をとる。また、必要に応じ当社社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部のアドバイザーに協力を仰ぎ迅速な対応を行う。
- ④「当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
- ・当社は、迅速な経営判断と効率的な職務執行を行う体制として、事業・業務毎に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会で決定された経営計画の進捗管理を行う。
 - ・「取締役会規則」に定める付議基準に満たない職務執行に係る重要事項については、「当務役員会規則」に基づき、当務役員会において審議し、意思決定、情報伝達の迅速化を図るなど、経営環境の変化に対して的確な経営判断が行えるよう努める。
 - ・当社および子会社の職務執行に関する権限と責任、指揮・報告系統等詳細については、各社の「職務分掌規程」および「稟議決裁規程」に定める。
 - ・当社経営企画部は、子会社の経営状況および取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長に報告するとともに、子会社の取締役に対し、適宜必要な助言・指導を行い、これにより、当社および子会社の取締役の効率的な職務執行を確保する。
- ⑤「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」
- ・当社および子会社における業務の適正を確保するため、「東京楽天地グループ行動憲章」を子会社に適用する。また、「グループ経営管理規程」を制定し、当社および子会社における経営管理体制、リスク管理体制、内部統制システムを整備するとともに、子会社を統括する部署（当社経営企画部）および予算会議、営業会議等の会議体について定め、当社および子会社間の指示・伝達、情報共有・意思疎通が適切に行われる体制を整備する。
 - ・当社および子会社においては、各社の事業運営および取引の自立性を保つことを基本とする。
 - ・当社および子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制として、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「緊急時報告規程」を子会社に適用する。また、子会社は、当社からの指示あるいは当社との取引等において、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認めた場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

- ・当社内部監査室は、当社および子会社における業務の適正を確保するため、「内部監査規程」に基づき、当社および子会社の内部統制について監査し、監査結果を適宜当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 「監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
 - ・監査等委員会がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、補助の任に当たらせる。また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、監査等委員会の指揮監督の下、その補助職務に専従するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示命令は受けない。
- ⑦ 「当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」
 - ・当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社および子会社の業務または業績に重大な影響を与える事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告し、また、監査等委員会からの求めにより、必要に応じて業務・財産等の状況について報告する。
 - ・当社内部監査室は、適宜内部監査結果を監査等委員会に報告する。
 - ・当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしない。
- ⑧ 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会監査に対する理解をさらに深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ・監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査するため、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、必要な書類の閲覧等を行うことができる。
 - ・監査等委員は、会計監査人および当社内部監査室ならびに子会社監査役との連携を密にし、効率的かつ効果的な監査を行う。
 - ・監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用（明らかに監査等委員の職務の執行に必要なと認められるものを除く。）については、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算を行う。
- ⑨ 「反社会的勢力排除に関する体制」
 - ・「東京楽天地グループ行動憲章」に基づき、反社会的勢力との関係を断絶し、取締役および使用人の意識向上をはかる。また、取引開始に当たっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との無関係性を確認する。

- ・反社会的勢力に対処する弁護士等の外部専門機関との関係を築き、不当要求等が発生した場合は、それらの機関との連携をとり、反社会的勢力に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 「当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
 - ・コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行っています。
 - ・教育を目的として、当社グループの役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しました。
- ② 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」
 - ・開催した取締役会の資料および議事録をセキュリティの確保された場所で適切に保管しました。
- ③ 「当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
 - ・コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体における企業活動上のリスクの把握とその対応策の立案・実施を行っています。
 - ・内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しています。
 - ・「緊急時報告規程」に基づき、当社グループのリスクに関する情報を収集し、適切に対応しました。
- ④ 「当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
 - ・年8回開催される取締役会に加えて、月3回開催される当務役員会、もしくは月1回開催される営業会議にて意思決定および業務の執行状況の報告が行われました。また、取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
 - ・経営企画部は、子会社の経営状況および取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長に報告するとともに、子会社の取締役に対し、適宜必要な助言・指導を行っています。
- ⑤ 「当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、経営企画部が、予算会議、営業会議等を運営し、当社および子会社間の指示・伝達、情報共有・意思疎通を適切に行っています。

- ⑥ 「監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
- ・ 必要に応じて監査等委員会専任スタッフを置くこととしていますが、現在当該スタッフはおりません。また、当該スタッフを設置した場合の独立性の確保については、「内部統制システム構築の基本方針」にて定めています。
- ⑦ 「当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」
- ・ 役職員が法令・企業倫理に反する行為を感知した場合は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会への通報が義務づけられており、また、当社グループに関するリスクを感知した場合は「緊急時報告規程」に基づき、決められたルートによる報告が義務づけられており、それぞれ常勤監査等委員に速やかに報告されています。
- ⑧ 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- ・ 常勤監査等委員が、取締役会をはじめ当務役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の会議に出席するとともに、全稟議書の内容確認を行い、業務執行に関する監査を行っています。
 - ・ 会計監査人・内部監査室との情報交換を定期的に行うとともに、全監査等委員が当社社長との面談を行いました。
- ⑨ 「反社会的勢力排除に関する体制」
- ・ 法務部が、グループ全体で新規に取引先とする予定の事業者について与信調査等を行い、反社会的勢力との無関係性をできる限り検証しています。
 - ・ 当社グループ役職員が反社会的勢力に関する勉強会・講習会に参加し、反社会的勢力への対応方法等を社内に共有しています。

~~~~~

## 備考

この事業報告中に記載の金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位 千円)

| (資 産 の 部)       |                   | (負 債 の 部)       |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>3,720,011</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>3,892,879</b>  |
| 現金及び預金          | 2,175,215         | 買掛金             | 364,539           |
| 売掛金             | 371,900           | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,744,000         |
| リース投資資産         | 805,961           | リース債務           | 913               |
| 有価証券            | 100,000           | 未払金             | 330,453           |
| その他             | 266,934           | 未払法人税等          | 99,827            |
| <b>固定資産</b>     | <b>38,705,477</b> | 賞与引当金           | 68,399            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>28,873,009</b> | 役員賞与引当金         | 2,500             |
| 建物及び構築物         | 21,864,876        | 資産除去債務          | 6,706             |
| 土地              | 6,259,514         | その他             | 1,275,539         |
| 建設仮勘定           | 270,230           | <b>固定負債</b>     | <b>7,611,126</b>  |
| その他             | 478,388           | 長期借入金           | 3,845,500         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>277,649</b>    | 繰延税金負債          | 913,028           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,554,818</b>  | 退職給付に係る負債       | 661,435           |
| 投資有価証券          | 9,080,237         | 資産除去債務          | 537,226           |
| 繰延税金資産          | 96,855            | 長期未払金           | 29,440            |
| 差入保証金           | 301,102           | 受入保証金           | 1,624,496         |
| その他             | 76,622            | <b>負債合計</b>     | <b>11,504,005</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>42,425,489</b> | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
|                 |                   | <b>株主資本</b>     | <b>27,791,007</b> |
|                 |                   | 資本金             | 3,046,035         |
|                 |                   | 資本剰余金           | 3,379,028         |
|                 |                   | 利益剰余金           | 23,371,464        |
|                 |                   | 自己株式            | △2,005,520        |
|                 |                   | その他の包括利益累計額     | 3,130,476         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 3,130,476         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>30,921,484</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>42,425,489</b> |

# 連結損益計算書

(2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位 千円)

|                        |         |                |
|------------------------|---------|----------------|
| 売上高                    |         | 8,219,126      |
| 売上原価                   |         | 6,324,379      |
| 売上総利益                  |         | 1,894,746      |
| 販売費及び一般管理費             |         | 1,292,695      |
| 営業利益                   |         | 602,050        |
| 営業外収益                  |         |                |
| 受取利息及び配当金              | 50,648  |                |
| 持分法による投資利益             | 133,153 |                |
| その他                    | 46,775  | 230,578        |
| 営業外費用                  |         |                |
| 支払利息                   | 23,274  |                |
| 固定資産除却損                | 149,300 |                |
| その他                    | 10,965  | 183,541        |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>649,087</b> |
| 特別利益                   |         |                |
| 助成金等収入                 | 195,540 |                |
| 投資有価証券売却益              | 20,333  | 215,873        |
| 特別損失                   |         |                |
| リニューアル関連撤去費用           | 135,854 |                |
| 臨時休業による損失              | 79,646  |                |
| 減損損                    | 58,574  | 274,075        |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>590,885</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 127,800 |                |
| 法人税等調整額                | 69,955  | 197,755        |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>393,130</b> |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>393,130</b> |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位 千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |            |            |             |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                    | 3,046,035 | 3,379,028 | 23,337,104 | △2,003,712 | 27,758,455  |
| 当 期 変 動 額                    |           |           |            |            |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △358,769   |            | △358,769    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |           |           | 393,130    |            | 393,130     |
| 自己株式の取得                      |           |           |            | △1,807     | △1,807      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |           |           |            |            |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -         | -         | 34,360     | △1,807     | 32,552      |
| 当 期 末 残 高                    | 3,046,035 | 3,379,028 | 23,371,464 | △2,005,520 | 27,791,007  |

|                              | その他の包括利益<br>累計額  | 純 資 産 合 計  |
|------------------------------|------------------|------------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 当 期 首 残 高                    | 2,778,835        | 30,537,290 |
| 当 期 変 動 額                    |                  |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  | △358,769   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                  | 393,130    |
| 自己株式の取得                      |                  | △1,807     |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) | 351,641          | 351,641    |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 351,641          | 384,193    |
| 当 期 末 残 高                    | 3,130,476        | 30,921,484 |

(注) この連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位 千円)

| (資産の部)          |                   | (負債の部)          |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>3,385,717</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,245,036</b>  |
| 現金及び預金          | 2,012,668         | 買掛金             | 160,746           |
| 売掛金             | 250,517           | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,744,000         |
| リース投資資産         | 805,961           | リース債務           | 913               |
| 有価証券            | 100,000           | 未払金             | 288,696           |
| 商用品             | 3,461             | 未払費用            | 146,703           |
| 未収入金            | 8,724             | 未払法人税等          | 62,751            |
| その他の            | 204,384           | 前受金             | 835,281           |
|                 |                   | 預り金             | 849,799           |
|                 |                   | 賞与引当金           | 53,000            |
| <b>固定資産</b>     | <b>35,632,236</b> | 資産除去債務          | 6,706             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>28,583,635</b> | 短期受入保証金         | 96,437            |
| 建物              | 21,542,882        | <b>固定負債</b>     | <b>7,511,371</b>  |
| 構築物             | 182,122           | 長期借入金           | 3,845,500         |
| 機械及び装置          | 236,120           | 繰延税金負債          | 891,731           |
| 器具及び備品          | 245,446           | 退職給付引当金         | 593,173           |
| 土地              | 6,106,232         | 資産除去債務          | 535,208           |
| リース資産           | 600               | 長期未払金           | 22,090            |
| 建設仮勘定           | 270,230           | 受入保証金           | 1,623,668         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>270,479</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>11,756,408</b> |
| 借地権             | 259,662           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 諸施設利用権          | 2,482             | <b>株主資本</b>     | <b>24,181,396</b> |
| ソフトウェア          | 8,333             | 資本金             | 3,046,035         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,778,121</b>  | 資本剰余金           | 3,379,028         |
| 投資有価証券          | 123,861           | 資本準備金           | 3,378,537         |
| 関係会社株式          | 6,284,057         | その他資本剰余金        | 490               |
| 差入保証金           | 298,341           | <b>利益剰余金</b>    | <b>19,761,853</b> |
| その他の            | 71,862            | 利益準備金           | 691,445           |
|                 |                   | その他利益剰余金        | 19,070,407        |
|                 |                   | 別途積立金           | 18,350,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金         | 720,407           |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△2,005,520</b> |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 3,080,149         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 3,080,149         |
| <b>資産合計</b>     | <b>39,017,954</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>27,261,546</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>39,017,954</b> |

# 損益計算書

(2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位 千円)

|                  |           |                |
|------------------|-----------|----------------|
| 売 上 高            |           |                |
| 興行収入             | 1,328,944 |                |
| 賃貸収入             | 4,872,024 | 6,200,969      |
| 売 上 原 価          |           |                |
| 興行原価             | 1,390,075 |                |
| 賃貸原価             | 3,100,506 | 4,490,581      |
| 売 上 総 利 益        |           | 1,710,387      |
| 販売費及び一般管理費       |           | 995,456        |
| 営 業 利 益          |           | 714,930        |
| 営 業 外 収 益        |           |                |
| 受取利息及び配当金        | 99,807    |                |
| その他の             | 4,220     | 104,027        |
| 営 業 外 費 用        |           |                |
| 支払利息             | 23,885    |                |
| 固定資産除却損          | 148,178   |                |
| その他の             | 9,897     | 181,961        |
| <b>経 常 利 益</b>   |           | <b>636,996</b> |
| 特 別 利 益          |           |                |
| 助成金等収入           | 50,247    |                |
| 投資有価証券売却益        | 20,333    | 70,581         |
| 特 別 損 失          |           |                |
| リニューアル関連撤去費用     | 135,854   |                |
| 臨時休業による損失        | 54,582    | 190,437        |
| <b>税引前当期純利益</b>  |           | <b>517,141</b> |
| 法人税、住民税及び事業税     | 66,000    |                |
| 法人税等調整額          | 78,972    | 144,972        |
| <b>当 期 純 利 益</b> |           | <b>372,168</b> |

# 株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株 主 資 本   |            |     |            |            |            |            |            |
|---------------------|-----------|------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本        |     | 利 益        |            | 利 益        |            | 利 益<br>合 計 |
|                     |           | 資 本<br>準 備 | 本 金 | 利 益<br>準 備 | 利 益<br>合 計 | 利 益<br>合 計 | 利 益<br>合 計 |            |
| 当期首残高               | 3,046,035 | 3,378,537  | 490 | 3,379,028  | 691,445    | 18,350,000 | 707,008    | 19,748,454 |
| 当期変動額               |           |            |     |            |            |            |            |            |
| 剰余金の配当              |           |            |     |            |            |            | △358,769   | △358,769   |
| 当期純利益               |           |            |     |            |            |            | 372,168    | 372,168    |
| 自己株式の取得             |           |            |     |            |            |            |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |            |     |            |            |            |            |            |
| 当期変動額合計             | -         | -          | -   | -          | -          | -          | 13,398     | 13,398     |
| 当期末残高               | 3,046,035 | 3,378,537  | 490 | 3,379,028  | 691,445    | 18,350,000 | 720,407    | 19,761,853 |

|                     | 株主資本       |                | 評価・換算差額等<br>その他有価証券<br>評価差額金 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|------------|----------------|------------------------------|--------------|
|                     | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 |                              |              |
| 当期首残高               | △2,003,712 | 24,169,805     | 2,734,591                    | 26,904,397   |
| 当期変動額               |            |                |                              |              |
| 剰余金の配当              |            | △358,769       |                              | △358,769     |
| 当期純利益               |            | 372,168        |                              | 372,168      |
| 自己株式の取得             | △1,807     | △1,807         |                              | △1,807       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |                | 345,558                      | 345,558      |
| 当期変動額合計             | △1,807     | 11,591         | 345,558                      | 357,149      |
| 当期末残高               | △2,005,520 | 24,181,396     | 3,080,149                    | 27,261,546   |

(注) この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月8日

株式会社 東京楽天地  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京楽天地の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京楽天地及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月8日

株式会社 東京楽天地  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京楽天地の2021年2月1日から2022年1月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年3月10日

株式会社東京楽天地 監査等委員会

常勤監査等委員 丸 山 仁 ㊟

常勤監査等委員 松 本 大 平 ㊟

監 査 等 委 員 大 西 宏 治 ㊟

監 査 等 委 員 太 古 伸 幸 ㊟

(注) 監査等委員丸山 仁、松本大平及び大西宏治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、企業体質の強化をはかるため内部留保に努めるとともに、将来にわたって安定的な配当を維持していくことを基本方針としており、具体的には、連結配当性向30%を目安とし、1株当たり年間配当金60円を下限といたします。なお、業績が向上した場合には、連結配当性向の目安や配当金の額を見直すこととしております。

期末配当につきましては、依然として厳しい経営環境の中、上記方針により、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、資本政策における機動性の確保を目的として、以下のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に充当する剰余金の処分を行いたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 別途積立金 | 18,350,000,000円 |
|-------|-----------------|

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 繰越利益剰余金 | 18,350,000,000円 |
|---------|-----------------|

#### 2. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額179,374,260円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年4月28日

これにより、中間配当金1株当たり30円を合わせた年間配当金は、1株につき60円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、取締役会の監督機能を強化し、執行役員制度を導入することに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年中に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除し、改めて第16条（電子提供措置等）を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す。）

| 現 行 定 款                                                                        | 変 更 案                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                                        | 第2章 株 式                                                                                      |
| (株式取扱規程)                                                                       | (株式取扱規程)                                                                                     |
| 第12条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 第12条 当会社における株主権行使の手続 <del>き</del> その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| 第3章 株主総会                                                                       | 第3章 株主総会                                                                                     |
| (招 集)                                                                          | (招 集)                                                                                        |
| 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年2月1日から3 <u>カ</u> 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。              | 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年2月1日から3 <u>カ</u> 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。                            |
| (招集権者および議長)                                                                    | (招集権者および議長)                                                                                  |
| 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。                                           | 第15条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会の決議によって選定された取締役</u> が招集し、議長となる。                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>18名以内</u>とする。</p> <p>2 取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</p> | <p>2 前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<del>に</del>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会</u>および<u>執行役員</u>ならびに監査等委員会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役、役付取締役および相談役、顧問)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</p> | <p>(代表取締役、相談役および顧問)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                     |
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>3 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                         | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって選定された取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>第1項に定める取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>(執行役員)</p> <p>第32条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>執行役員は、取締役会の監督のもとで、当会社の職務を執行する責任と権限を有する。</u></p> <p>3 <u>執行役員は、取締役を兼務することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第32条～第42条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(新 設)</p> | <p>第33条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(効力発生日等)</u></p> <p><u>第2条</u> 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> 本条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は任期満了となります。また、当社はコーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役を5名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>うら い とし ゆき<br>浦井敏之<br>(1957年12月17日生) | 1980年4月 東宝株式会社入社<br>2003年5月 同社取締役<br>2004年4月 当社社外監査役<br>2009年5月 東宝株式会社常務取締役<br>2017年4月 当社社外取締役（監査等委員）<br>2020年4月 当社代表取締役社長<br>2021年4月 当社代表取締役社長（法務担当）（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>浦井敏之氏は、現在代表取締役社長法務担当を務め、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と幅広い業種の経営知識・経験から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。 | 2,900株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>まつ だ ひと し</small><br>松田 仁志<br>(1956年1月22日生) | <p>1979年4月 東宝不動産株式会社入社<br/>           2006年5月 同社取締役営業本部不動産経営担当<br/>           2010年5月 同社常務取締役営業本部不動産経営担当<br/>           2015年10月 同社常務取締役不動産事業本部長兼不動産経営担当兼不動産営業担当兼施設管理担当兼業務担当<br/>           2017年4月 当社常務取締役 (不動産経営・防災管理担当)<br/>           2018年4月 当社常務取締役 (不動産経営担当)<br/>           2021年4月 当社専務取締役 (不動産経営担当) (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>           松田仁志氏は、東宝不動産株式会社の常務取締役などを経て現在は当社専務取締役不動産経営担当を務め、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督を適切に行い、また、不動産経営や設備管理に関する豊富な知識と経験を有しており、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p> | 1,100株              |
| 3         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>おか むら はじめ</small><br>岡村 一<br>(1967年1月6日生)   | <p>1988年4月 当社入社<br/>           2011年4月 当社不動産経営部長<br/>           2012年4月 当社経理部長<br/>           2014年4月 当社取締役経理部長<br/>           2016年4月 当社取締役経理部長 (経理担当)<br/>           2018年4月 当社取締役 (経理担当)<br/>           2019年4月 当社常務取締役 (経営企画・経理担当) (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>           岡村 一氏は、現在、常務取締役経営企画・経理担当を務め、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督を適切に行い、また、経営戦略や財務に関する豊富な知識と経験を有し、グループ経営を牽引していることから、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したためであります。</p>                                                                               | 800株                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div><br><small>しま たに よし しげ</small><br><small>島 谷 能 成</small><br>(1952年3月5日生) | 1975年4月 東宝株式会社入社<br>2001年5月 同社取締役<br>2005年5月 同社常務取締役<br>2007年5月 同社専務取締役<br>2011年5月 同社代表取締役社長<br>2012年4月 当社社外取締役<br>2015年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（現任）<br>2017年6月 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社<br>社外取締役（現任）<br>2019年6月 株式会社東京會館社外取締役（現任）<br>2020年4月 当社取締役（現任）<br>2021年5月 東宝株式会社代表取締役社長 社長執行役員<br>（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>島谷能成氏は、東宝株式会社の代表取締役社長 社長執行役員<br>であり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営<br>全般に適切な指導・助言をいただくことによりコーポレート・<br>ガバナンス強化をはかることができると判断したためであ<br>ります。 | 500株                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div><br>すみ かず お<br>角 和 夫<br>(1949年4月19日生) | <p>1973年4月 阪急電鉄株式会社入社<br/>           2000年6月 同社取締役鉄道事業本部長<br/>           2002年6月 同社常務取締役<br/>           2003年6月 同社代表取締役社長（同社は、2005年4月に阪急ホールディングス株式会社に、2006年10月に阪急阪神ホールディングス株式会社に商号変更）<br/>           2005年4月 阪急電鉄株式会社（新会社）代表取締役社長<br/>           2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役（現任）<br/>           2009年5月 東宝株式会社社外取締役<br/>           2014年3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長（現任）<br/>           2015年4月 当社社外取締役<br/>           2016年5月 東宝株式会社社外取締役（監査等委員）<br/>           2017年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長グループCEO（現任）<br/>           2018年3月 株式会社アシックス社外取締役（現任）<br/>           2018年5月 東宝株式会社社外取締役<br/>           2019年5月 同社取締役（現任）<br/>           2020年4月 当社取締役（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>           角 和夫氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役会長グループCEOであり、経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に適切な指導・助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化をはかることができるものと判断したためであります。</p> | 500株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島谷能成、角 和夫の両氏は現在非業務執行取締役であり、当社定款の規定に基づき、当社との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。島谷能成、角和夫両氏の再任が決議された場合には、当社は両氏との間で上記契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に同契約を更新しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとなります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、執行役員制度の導入等コーポレート・ガバナンスの強化に伴い、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>まつ ちと たい へい<br>松本大平<br>(1963年9月22日生) | 1986年4月 東宝不動産株式会社入社<br>2014年5月 同社取締役総務担当<br>2016年4月 同社取締役総務担当兼経理担当<br>2016年12月 同社取締役総務担当兼経理担当兼保険担当兼関西支社担当<br>2017年4月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>松本大平氏は、東宝不動産株式会社において長年総務・経理業務に携わったのち、現在は常勤監査等委員を務め、総務および経理に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督が行えるものと判断したためであります。 | 1,100株              |
| 2     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>おお にし こう じ<br>大西宏治<br>(1982年9月10日生)  | 2010年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、現在に至る<br>2010年12月 大西昭一郎法律事務所入所、現在に至る<br>2017年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br><br>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>大西宏治氏は、当社の属する業界事情に明るく、また弁護士としての専門的知識や経験を有しており、客観的かつ公正な見地から、それらの豊富な経験と高い見識を取締役会における適切な意思決定および経営の監査・監督に活かせるものと判断したためであります。                                   | 0株                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>曾根智子<br>(1965年11月13日生) | <p>1989年4月 株式会社ポーラ化粧品本舗（現株式会社ポーラ）入社<br/>           2001年9月 株式会社ポーラ化粧品本舗退社<br/>           2001年9月 株式会社ミキモト入社<br/>           2003年1月 株式会社ミキモト退社<br/>           2003年5月 カゴメ株式会社入社<br/>           2010年4月 同社広告部長<br/>           2012年4月 同社コーポレート・コミュニケーション本部IR部長<br/>           2015年10月 同社ダイバーシティ推進室長<br/>           2016年4月 同社執行役員ダイバーシティ推進室長<br/>           2018年10月 同社執行役員健康事業部長兼女性活躍推進担当（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br/>           曾根智子氏は、ダイバーシティや女性活躍推進に携わった経験とそれらに対する専門的知識を有しており、客観的かつ公正な見地から、それらの豊富な経験と高い見識を取締役会における適切な意思決定および経営の監査・監督に活かせるものと判断したためであります。</p>        | 0株                  |
| 4         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>山崎美行<br>(1956年11月11日生) | <p>1979年4月 朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社<br/>           1982年3月 公認会計士登録<br/>           1988年12月 同社米国ニューヨーク事務所に赴任<br/>           1993年7月 同社パートナー<br/>           1998年12月 同社東京事務所に帰任<br/>           2007年6月 同社トランザクションサービス本部長<br/>           2019年4月 同社リスクマネジメント部部长<br/>           2019年7月 同社専務役員<br/>           2021年6月 同社退社<br/>           2021年7月 公認会計士 山崎美行事務所開業、現在に至る</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br/>           山崎美行氏は、有限責任あずさ監査法人において長年会計監査業務に携わり、会計および監査に関して高い見識を有するほか、財務デューデリジェンス等アドバイザリー業務にも精通し、客観的かつ公正な見地から、それらの豊富な経験と高い見識を取締役会における適切な意思決定および経営の監査・監督に活かせるものと判断したためであります。</p> | 0株                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 大西宏治、曾根智子、山崎美行の3氏は、社外取締役候補者であり、大西宏治氏の当社監査等委員で

- ある社外取締役の就任期間は5年であります。
3. 曾根智子氏の戸籍上の氏名は、野中智子であります。
  4. 当社は、大西宏治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が決議された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、曾根智子、山崎美行の両氏の選任が決議された場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
  5. 松本大平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしておりますが、同氏はかつて当社の大株主である東宝株式会社の子会社であった東宝不動産株式会社の業務執行取締役であったことから、社外取締役ではない取締役（監査等委員）として選任いただくことにしました。
  6. 松本大平、大西宏治の両氏は現在社外取締役であり、当社との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、松本大平、大西宏治、曾根智子、山崎美行の4氏の選任が決議された場合には、当社は松本大平、大西宏治の両氏との間で上記契約を継続する予定であり、また、曾根智子、山崎美行の両氏との間で、上記契約を新たに締結する予定であります。
  7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に同契約を更新しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる第三者訴訟および株主代表訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとなります。各候補者の選任が決議された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## (ご参考) 各候補者のスキルマトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

| 候補者<br>属性 | 氏名                     | 経営<br>経験 | 企画・開発<br>マーケティング | 労務管理<br>人財育成 | 法務<br>リスク管理 | 財務会計<br>グループ<br>経営管理 | ESG・サステ<br>ナビリティ |
|-----------|------------------------|----------|------------------|--------------|-------------|----------------------|------------------|
| 再任        | うら い とし ゆき<br>浦 井 敏 之  | ○        |                  |              | ○           | ○                    |                  |
| 再任        | まつ だ ひと し<br>松 田 仁 志   | ○        | ○                |              |             |                      |                  |
| 再任        | おか むら はじめ<br>岡 村 一     | ○        |                  |              |             | ○                    |                  |
| 再任        | しま たに よし しげ<br>島 谷 能 成 | ○        |                  |              |             |                      |                  |
| 再任        | すみ かず お<br>角 和 夫       | ○        |                  |              |             |                      |                  |

監査等委員である取締役候補者

| 候補者<br>属性      | 氏名                     | 経営<br>経験 | 企画・開発<br>マーケティング | 労務管理<br>人財育成 | 法務<br>リスク管理 | 財務会計<br>グループ<br>経営管理 | ESG・サステ<br>ナビリティ |
|----------------|------------------------|----------|------------------|--------------|-------------|----------------------|------------------|
| 再任             | まつ もと たい へい<br>松 本 大 平 | ○        |                  | ○            | ○           | ○                    |                  |
| 再任<br>社外<br>独立 | おお にし こう じ<br>大 西 宏 治  |          |                  |              | ○           |                      |                  |
| 新任<br>社外<br>独立 | そ ね とも こ<br>曾 根 智 子    | ○        | ○                | ○            |             |                      | ○                |
| 新任<br>社外<br>独立 | やま さき よし ゆき<br>山 崎 美 行 |          |                  |              | ○           | ○                    |                  |

※社外取締役および監査等委員でない非業務執行取締役については、当社が特に期待するスキルについて記載しております。

※上記一覧表は、各候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、2020年4月28日開催の第121回定時株主総会において年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分1,200万円以内）とご決議いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」において、執行役員制度を導入することに伴う取締役員数の削減をお諮りすることを考慮し、取締役の報酬等の額を年額2億円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在取締役は10名（うち社外取締役0名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

### 【本報酬等の額の改定を相当とする理由】

本議案は、取締役員数の削減を考慮したものであり、併せてお諮りする第6号議案および第7号議案により、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブ等が与えられることから、当社取締役会は本議案の内容は相当なものであると判断しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式）付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第5号議案においてその金額を年額2億円以内と改めることをお諮りしておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠および第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績達成賞与の額設定の件」に係る報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、対象取締役は当社の普通株式の発行または処分を受けるものとしたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000万円以内といたします。また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間1万5,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとしたします。なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は

各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な配分については、当社が設置を予定している指名・報酬委員会における審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の対象取締役の数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、その概要は以下のとおりであります。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規程または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して

当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

当社は2022年3月10日開催の取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額の決定方針を定めており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数(2022年1月31日時点)に占める割合は0.23%とその希薄化率は軽微であります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

**第7号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績達成賞与の額設定の件  
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、第5号議案においてその金額を年額2億円以内と改めることをご諮りしておりますが、今般、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち、業務執行取締役(以下、「対象取締役」という。)に対し、単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的として、上記の報酬枠および第6号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬(譲渡制限付株式)付与のための報酬決定の件」に係る報酬枠とは別枠で、業績達成賞与を支給することといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給する業績達成賞与の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000万円以内といたします。

各対象取締役の業績達成賞与の額については、上記の上限金額の範囲内で、当社が設置を予定している指名・報酬委員会における支給基準の審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の対象取締役の数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

**【業績達成賞与を支給することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを与えることを目的として、業績達成賞与を支給するものであります。

当社は2022年3月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定方針を定めており、本議案に基づく業績達成賞与の支給は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっていることから、当社取締役会は、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

**監査等委員会の意見**

当監査等委員会は、第5号議案で提案されている取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額の改定、並びに第6号議案で提案されている取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式）付与のための報酬の決定及び第7号議案で提案されている取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績達成賞与額の設定については、いずれもその目的に合理性があり、具体的な報酬額等については指名・報酬委員会における審議等を経て決定されること等に鑑みて、その内容についても相当であると判断しております。

以 上

《ご参考》

(第5号議案、第6号議案および第7号議案が原案どおり承認可決された場合)  
本定時株主総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系

|                    |                                                                                                                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①固定報酬<br>(金銭)      | 【年額2億円以内】<br>月額固定報酬として、役位別の報酬レンジを設定し、個人業績も勘案したうえで、指名・報酬委員会の審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会で決定いたします。                                                               |
| ②株式報酬<br>(譲渡制限付株式) | 【年額5,000万円以内】 ※付与対象者は業務執行取締役に限る。<br>役位に応じて、一定額相当の譲渡制限付株式を付与します。各付与対象者への付与株数は、指名・報酬委員会の審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会で決定いたします。                                    |
| ③業績達成賞与<br>(金銭)    | 【年額5,000万円以内】 ※支給対象者は業務執行取締役に限る。<br>単年度の業績目標を達成した場合に、金銭賞与を支給します。賞与の支給基準については、あらかじめ指名・報酬委員会の審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会で決定し、業績成果に応じて固定報酬月額額の0～200%の範囲で支給いたします。 |

【イメージ】

|                                |                                                  |   |                                          |
|--------------------------------|--------------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| 固定報酬 (金銭)                      | 株式報酬<br>(譲渡制限付<br>株式)                            | + | 業績目標達成時<br>のみ支給<br><br>業績達成賞与<br>(金銭)    |
| 各役位の「報酬レンジ」内で<br>個人業績を加味し毎年度決定 | 役位に応じ毎年度<br>一定金額相当の<br>株式を付与<br>(退任時に譲渡<br>制限解除) |   | 単年度業績に応じ<br>固定報酬月額額の<br>0～200%の<br>範囲で支給 |

※上記イメージは、各報酬の割合を示すものではありません。

※第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は執行役員制度を導入し、当社の執行役員に対し、株式報酬（譲渡制限付株式）および業績達成賞与を支給する予定であります。

※期末日現在の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定方針」は事業報告13頁に記載のとおりであります。2022年3月10日の取締役会において次のように当該方針を改めることを決議しております。なお、本変更は2022年4月27日から適用いたします。

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定方針」

取締役（非業務執行取締役を除く。）の個人別の報酬等は、固定報酬、譲渡制限付株式報酬、業績達成賞与の3種類から構成され、その額の決定方針は、個人別の報酬等の額の決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、次の考え方・手続きに基づいて決定する。

固定報酬については、世間水準および従業員給与とのバランス等を考慮し定めた「監査等委員でない取締役および執行役員報酬等の基準に関する内規」に従い役位に応じた報酬レンジを設定し、その範囲内でそれぞれの職務の内容および実績等を考慮のうえ、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会に諮って決定する。

譲渡制限付株式報酬については、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、その具体的な支給時期や配分については指名・報酬委員会における審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会に諮って決定する。

業績達成賞与については、単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを与えることを目的として、指名・報酬委員会における審議を経て、その助言・提言を踏まえ、取締役会に諮って定めた支給基準に基づき決定する。

また、非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、その職務の性質に鑑み、現金による固定報酬のみとする。

なお、個人別の固定報酬の支払方法は、毎月均等の現金によるものとする。

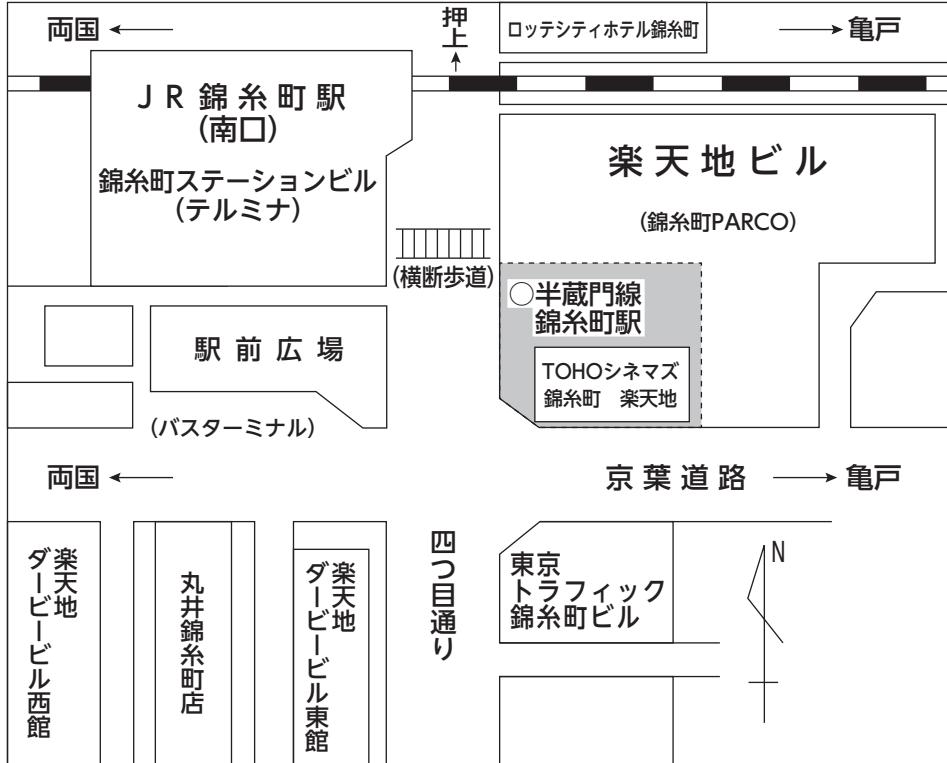






# 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区江東橋四丁目27番14号 楽天地ビル 6階  
「TOHOシネマズ錦糸町 楽天地」スクリーン9



## 【最寄り駅】

J R 総武線錦糸町駅南口より徒歩 1 分  
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅 2 番出口直結

〒130-8535 東京都墨田区江東橋四丁目27番14号  
**株式会社 東京楽天地**  
電話 03(3631)3122(総務人事部)

UD FONT

